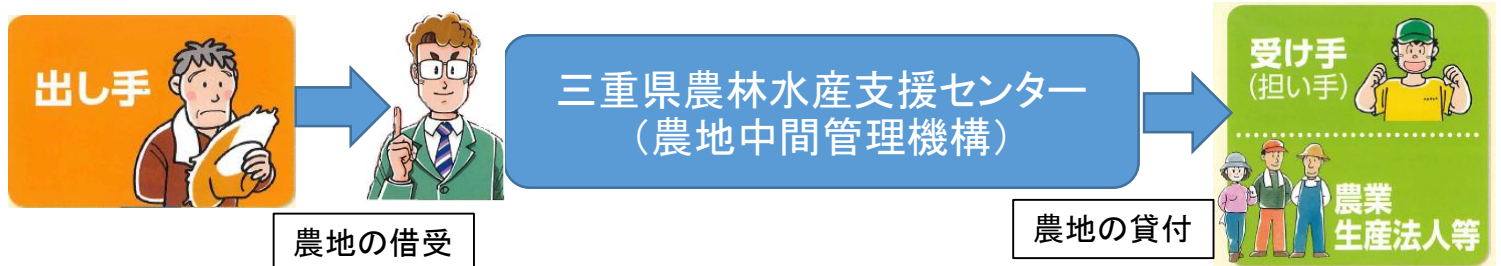


農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（機構）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める受け手農家等へ貸し付ける制度です。



機構が農地を借り受ける対象農地は、農業振興地域内の耕作可能な農地等で、借受を希望される担い手農家や法人等がみえる地域に限ります。

また、三重県から示された「農用地利用配分計画の認可の考え方」の条件に適合する場合があります。

現状や将来の担い手の農地利用を示した図面などが必要です

担い手への農地の集積・集約化が図られるよう、あなたの集落・地域でも将来の農地利用に向けた話し合いを進めましょう！

・ 農地を貸したい方へ（随時受付します）

- ・ 農業経営のリタイヤ、規模の縮小を考えている方。
- ・ 農地を貸したい方で受け手を探している方。

・ 農地を借りたい方へ（別途案内する公募に申し込んでください）

- ・ まとまった農地で効率的な営農を目指す方。
- ・ 経営の規模拡大、新規に農業参入を目指す方。

・ 申込み・問合せは、市町、JA、機構までお願いします。



公益財団法人 三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

農地中間管理課 TEL0598-48-1228, 1229

ホームページ：<https://nouchi-mie.jp/> E-mail：nouchi@aff-shien-mie.or.jp